

鳥取県産業未来共創研究開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）に基づき、鳥取県産業未来共創研究開発補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設をいう。
- (2) 大学 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学をいう。
- (3) 公設試等 高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、TLO（技術移転機関）、第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月5日付総財公第102号自治財政局長通知別添）に規定する第三セクター並びに会社法法人をいう。
なお、次のいずれも満たす一般社団法人、一般財団法人は、公設試等を含む。
ア 役員（理事・評議員等）に大学の役員、教職員、前段の公設試等の役員、職員及び地方公務員が複数含まれること。
イ 定款等にもものづくり産業又は技術等の振興に資する目的や事業を定めていること。

(交付目的)

第3条 本補助金は、本県の未来を支える次世代の産業を創造するため、県内における新たな製品・技術・サービスの開発に係る調査又は研究開発等を支援することにより、新たな技術創出への挑戦を促し、地域産業の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の対象者の要件)

第4条 本補助金の対象者は、次の各号を全て満たす者（任意グループの場合は、構成員の全員が次の各号を全て満たす者）とする。

- (1) 第6条第1項の規定による補助事業実施計画書等及び第7条第3項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあつては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
- (3) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

第5条 県は、第3条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる分野について、同表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う、同表の第3欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表2の第1欄に掲げる補助メニューの区分に応じて、補助対象者が行う補助事業に要す

る同表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満の額は切り捨てる。）とし、上限は同表の第4欄に定める額とする。また、補助対象期間は同表の第5欄に定める期間とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、開発しようとする新たな製品・技術・サービス等が、風営法第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に該当する事業又は公序良俗に反すると認められる事業については、補助対象としないものとする。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（補助事業実施計画書等の提出及び事業の採択）

- 第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による補助事業実施計画書及び第2号による補助事業収支予算書を、商工労働部産業未来創造課長が別に定める日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の補助事業実施計画書等の提出があった時は、別表1の第1欄に掲げる対象分野及び型に応じて、鳥取県補助金等審査会（鳥取県産業未来共創研究開発補助金審査会。以下「審査会」という。）に諮り、又は評価等を行い、その評価、意見、助言等に基づき本補助金の採択の可否を決定するものとする。
- 3 前項の審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。
- 4 第2項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。

（交付申請の時期等）

- 第7条 知事は、前条第2項に規定する本補助金の採択の可否を決定後、補助事業実施計画書等を提出した者に対し、速やかに採択の可否を通知する。
- 2 前項の通知は、様式第3号により行うものとする。
- 3 補助金採択となった者は、別に定める日までに、規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号とする。

（交付決定の時期等）

- 第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

（承認を要しない変更）

- 第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
 - (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

（実績報告の時期等）

- 第10条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び第6号によるものとする。

（補助金等進捗状況報告の時期等）

- 第11条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告は、各年度（前条第1項の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第7号により行うものとする。

(現地調査等)

第12条 知事は、前条第1項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(補助金の支払)

第13条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で補助事業者が申請する額（千円未満の額は切り捨てる。）を支払うことができるものとする。

3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第8号を知事に提出しなければならない。

4 規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第9号によるものとする。

5 規則第20条第1項の申出は、様式第10号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第11号により行うものとする。

4 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の知事の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

第16条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第8条第1項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助事業の報告等)

第17条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況及び成果について報告又は発表させることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱)

第18条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年8月18日から施行する。

(鳥取県内企業技術力発揮・開発応援補助金交付要綱の廃止)

2 鳥取県内企業技術力発揮・開発応援補助金交付要綱(令和4年3月31日付第202200003982号鳥取県商工労働部長通知)は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の鳥取県内企業技術力発揮・開発応援補助金交付要綱第8条第1項により交付決定又は第12条第1項により変更等の承認を受けた補助事業については、鳥取県内企業技術力発揮・開発応援補助金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。

(とっとり宇宙産業ネットワーク・プロジェクト推進補助金交付要綱の廃止)

4 とっとり宇宙産業ネットワーク・プロジェクト推進補助金交付要綱(令和4年4月1日付第202100329965号鳥取県商工労働部長通知)は、廃止する。

5 前項の規定による廃止前のとっとり宇宙産業ネットワーク・プロジェクト推進補助金交付要綱第8条第1項により交付決定又は第12条第1項により変更等の承認を受けた補助事業については、とっとり宇宙産業ネットワーク・プロジェクト推進補助金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。

(鳥取県水素関連技術開発支援補助金交付要綱の廃止)

6 鳥取県水素関連技術開発支援補助金交付要綱(令和4年4月1日付第202200004677号鳥取県商工労働部長通知)は、廃止する。

7 前項の規定による廃止前の鳥取県水素関連技術開発支援補助金交付要綱第8条第1項により交付決定又は第12条第1項により変更等の承認を受けた補助事業については、鳥取県水素関連技術開発支援補助金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は令和7年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月6日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前に交付決定が行われたものについては、なお従前の例による

別表1（第4条、第5条、第6条関係）

補助メニュー

調査支援型、研究開発支援型

1 補助事業の分野		2 補助事業	3 補助対象者
対象分野	型 (採択可否決定方法)		
【成長軸創出分野】 (1)モビリティ (2)ヘルスケア (3)ネクストインダストリー (4)コンテンツ (5)グリーントランスフォーメーション 【基盤的産業分野】 (6)フード・マニュファクチャリング (7)サポーティング・インダストリー (8)戦略的デジタル化 【国の戦略分野】 (9)国が定める戦略分野（(1)～(8)に定めるものを除く）	調査支援型 （補助事業実施計画書等の評価を行い、採択の可否を決定する。）	本表第1欄の「対象分野」に該当する事業において、新たな技術・製品・サービスの開発、新事業の創出等の実現可能性調査として実施する市場調査や基礎技術の検証・確立等の調査研究	第4条各号に規定する要件を全て満たす者であって、次の各号のいずれかを満たす者 (1) 次の要件を全て満たす者 ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等であって、県内に事業所等を有して事業活動を行う者であること。 なお、本表第1欄(3)の分野については、県内に事業所等を有して事業活動を行う者に該当しない場合、補助事業の開始から終了までの間に、県内に事業所等を設置し、事業化に向けた研究開発等に取り組む能力を有する者であること。 イ 県内において主体的に調査・研究開発等に取り組む者であること。 (2) 次の要件を全て満たす任意グループ ア 事業の開始から終了するまでの間、2者以上で構成されており、かつ(1)アの要件を満たす者が1者以上含まれること。 イ 当該任意グループのすべての構成員が(1)イの要件を満たしていること。 ウ 当該任意グループの構成員の中から、(1)の要件を全て満たす者を本補助金の申請・実績報告事務や専用口座による各種支払事務、事務を統括しての管理運営等を行う代表者として1者選定していること。
	研究開発支援型 （鳥取県産業未来創造研究開発補助金審査会に諮り、その評価、意見、助言等に基づき採択の可否を決定する。）	本表第1欄の「対象分野」に該当する事業において、製品化・事業化に向けて実施する技術開発、試作検討、実証評価等の研究開発	

(注) 対象分野に掲げる各号は、それぞれ以下の産業分野を対象とする。

- (1) モビリティ 鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年7月鳥取県規則第32号。以下「施行規則」という。）第2条第1号アに規定する産業分野
- (2) ヘルスケア 施行規則第2条第1号イに規定する産業分野
- (3) ネクストインダストリー 施行規則第2条第1号ウに規定する産業分野
- (4) コンテンツ 施行規則第2条第1号エに規定する産業分野
- (5) グリーントランスフォーメーション 施行規則第2条第1号オに規定する産業分野
- (6) フード・マニュファクチャリング 施行規則第2条第2号アに規定する産業分野
- (7) サポーティング・インダストリー 施行規則第2条第2号イに規定する産業分野
- (8) 戦略的デジタル化 施行規則第2条第2号ウに規定する産業分野
- (9) 国が定める戦略分野 施行規則第2条第3号に規定する産業分野

別表2 (第5条関係)

1 補助メニュー	2 補助対象経費		3 補助率	4 補助金 上限額	5 補助 対象 期間
	区分	内容			
調査支援型 (新たな技術・製品・サービスの開発、新事業の創出等の実現可能性調査として実施する市場調査や基礎技術の検証・確立等の調査研究に適用)	1 原材料費	新商品の試作品の原材料・副資材の購入経費又は実験等に要する原材料・試薬・動植物等の購入費	3分の2	1,000千円	12月以内
	2 ソフトウェア開発環境使用料	ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料(サーバー利用料等)			
	3 機器・設備使用料	機器・設備の借用又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費			
	4 委託費	調査研究の外部委託に要する経費			
	5 外注加工費	調査研究に必要な、加工・分析等の請負・外注に係る経費			
	6 共同研究費	県内外の大学・公設試等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費			
	7 外部専門家受入経費	補助事業者自らが新分野や新サービスに関する専門知識や、新商品開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費(専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等)			
	8 その他の経費	その他調査研究に必要と認められる経費 (市場や技術の動向を調査するために参加・出展する展示会等の入場料・出展料、新サービスや異業種進出の可能性を調査するためのセミナー等の参加費、新サービスや新商品の消費者モニター調査等の協力者へ支払う旅費・謝金、職員旅費、文献等購入費、ニーズ調査や実験用の消耗品、通信運搬費、事務雑費等)			
研究開発支援型 (新たな技術・製品・サービスの製品化・事業化に向けて実施する技術開発、試作検討、実証評価等の研究開発に適用)	1 原材料費	新商品の試作品の原材料・副資材の購入経費又は実験等に要する原材料・試薬・動植物等の購入費	2分の1	5,000千円	24月以内
	2 ソフトウェア開発環境使用料及び購入経費	ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料及び購入経費等。取得金額30万円未満のものに限る。			
	3 機器・設備費	機器・設備の購入(取得金額30万円未満のものに限る。)、借用、修繕、改修に要する経費又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費			
	4 減価償却費	研究開発に供するため新たに購入する、取得金額30万円以上の機器・設備又はソフトウェアについて、補助事業実施期間中に発生する減価償却経費			
	5 委託費	研究開発の外部委託に要する経費			
	6 外注加工費	研究開発に必要な、加工・分析等の請負・外注に係る経費			
	7 共同研究費	県内外の大学・公設試等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費			
研究開発支援型 (未来産業創出枠) (成長軸創出分野であって、ネクストインダストリーなど、特に将来的な市場創出が期待される産業分野の研究開発に適用)	8 外部専門家受入経費	補助事業者自らが新分野や新サービスに関する専門知識や、新商品開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費(専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等)	3分の2	※成長軸創出分野において任意グループにより申請する場合 10,000千円	24月以内
	9 直接人件費	研究開発に直接従事する従業員、アルバイト等の研究開発に従事する時間分の給与、賃金			
	10 産業財産導入費	必要な産業財産権を導入するための経費			
	11 その他の経費	その他研究開発に必要と認められる経費 (市場や技術の動向を調査するために参加・出展する展示会等の入場料・出展料、新サービスや異業種進出の可能性を調査するためのセミナー等の参加費、新サービスや新商品の消費者モニター調査等の協力者へ支払う旅費・謝金、職員旅費、文献等購入費、ニーズ調査や実験用の消耗品、通信運搬費、事務雑費等)			

- (注) 1 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。
3 研究開発支援型において、委託費及び直接人件費は、それぞれ補助対象経費の50%以内とする。ただし、委託費については、研究開発支援型(未来産業創出枠)のうち、特定の施設での委託試験が事業化に不可欠である研究開発の場合、直接人件費については、補助事業の内容が情報通信技術関連(ネクストインダストリー分野の衛星データ利用関連を含む)の研究開発の場合は適用しない。
4 任意グループ間及び資本関係にある企業間で発生する経費は、原則として補助対象経費から除くものとする。

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金 補助事業（変更）実施計画書

1 補助対象者の概要

※【任意グループの場合】（任意グループで事業実施する場合は、構成員ごとに別葉で全員分を作成すること。）

(1) 概要

名称	
所在地	
代表者職氏名	
資本金・出資金等	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	

(注) 1 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(2) 役員名

役職名	氏名	フリガナ

(注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

(3) 経営状況等（直近2期分の実績）

（単位：千円）

区分	年月～ 年月	年月～ 年月
売上高		
営業利益		
経常利益		
税引後最終利益		

(注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(4) 連絡先等

担当者職氏名	
担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号	
担当者メールアドレス	

(5) 誓約事項

事業実施に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
	第6条第1項の規定による補助事業実施計画書等及び第7条第3項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）ではないこと。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(注) 誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

2 他の支援措置（補助金等）の活用

(3) 補助対象期間

開始	年 月 日	終了	年 月 日 交付決定日から () か月
----	-------	----	-------------------------

- (注) 1 最長期間 調査支援型 12月、研究開発支援型 24月
2 補助対象期間は余裕をもって設定すること(期間延長する場合は、期間終了前に変更手続が別途必要となる。)

(4) 補助事業の内容

ア 調査・研究開発を行う背景(現状の必要性・課題等)

(どのようなニーズや課題に基づいて、本補助事業を行おうとするかを記載すること。)

イ 具体的な実施内容

(どのような技術的課題があり、どのように解決しようとするか、調査・研究開発の方法も踏まえて、できるだけ詳しく、定量的に記載すること。任意グループで事業実施する場合、構成員ごとに記載すること)

ウ 開発しようとする技術・製品・サービスの優位性(特許等の知的財産含む)

(競合となる技術・製品・サービスの状況、それらに対する自社の取組の新規性や優位性を記載すること。)

エ 目標

(補助事業期間中に達成しようとする目標を記載すること。)

オ 実施体制

(ア) 自社内の役割分担・担当業務

所属部署	役職・氏名	役割・担当業務	今回の調査研究に関する資格、経歴等（修士・博士号等）

(イ) 専門機関との協力体制

専門機関名称	役職・氏名	内 容

(注) 今回の調査・研究開発を実施するに当たり、共同研究、設備・器具の借用、技術や専門知識の指導等を受ける予定のある機関（大学・公設試等）があれば記入すること。相手担当者が未定のときは「役職・氏名」欄は空白で可。

カ スケジュール及び実施場所

実施項目	時期	実施者	場所

(注) イに記載した実施内容のスケジュール等を具体的に記載すること。

キ 想定されるリスクと対応方針

(実施する上で、技術・社会・法令・ステークホルダー・資金などの面で、どのようなリスクが想定されるか、また、そのリスクに対してどのような対応をするか記載すること。)

<調査支援型の場合>

(5) 今後の見通し

(実現可能性が見込める場合、研究開発支援型の活用など含め、本格的な研究開発へどうつなげていくか、目標やスケジュール、実施内容などの見通しを記載すること。)

<研究開発支援型の場合>

(5) 事業化の見通し

ア 事業化の時期 年 月頃 / 未定

イ ターゲット

ウ 流通経路・販売戦略・営業戦略

エ 販売目標

(注) 詳細未定であっても、現時点での想定を記載すること。

(添付書類)

1 全ての者が添付する資料

- (1) 定款又は事業者の概要が分かる資料等(事業者の概要はパンフレット等でも可。定款については個人事業主の場合は不要。)
- (2) 決算書(直近2期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。)
- (3) 実施内容についての参考資料類
- (4) (※鳥取県の課税対象者となる場合) 鳥取県が課税する全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことが確認できる書類(納税証明書等)

2 任意グループの場合、上記1に加えて、次の事項を定めたグループの会則、規約等及びそれらを決定した事実が確認できる資料の写し等

- (1) 構成員の代表者
- (2) 役割分担
- (3) 経費負担
- (4) 構成員の加入・脱退要件
- (5) グループ内の各種取扱規程（補助事業で生じた知的財産権の帰属等）

※ 第7条の規定による補助金の交付申請、第9条の規定による変更申請において、第6条の規定による補助事業実施計画書等の提出時から変更がない場合は、当該添付書類の提出は不要とする。

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金 補助事業（変更）収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額 (補助事業に要する経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		支出の部の「補助事業に要する経費」の計と一致すること。

2 支出の部

（単位：円）

経費区分 (別表2「2 補助対象経費」の「区分」を記載)	経費内容 (名称、単価、数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)			
					本補助金	本補助金以外		
〇〇〇費			()	()				
			()	()				
〇〇〇費			()	()				
			()	()				
			()	()				
〇〇〇費			()	()				
			()	()				
			()	()				
その他の 経費	〇〇〇費		()	()				
	〇〇〇費		()	()				
合計			()	()			()	()

※千円未満切捨

(注) 1 複数年度にまたがる場合は、年度ごとの資金計画を添付すること。(様式は任意)

- 2 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等を添付すること。
- 3 委託費、外注加工費及び工事費は、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限りすること。
- 4 補助対象経費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
- 5 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない。）なお各経費区分の明細は、本収支予算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 6 変更申請の場合は、括弧内に変更の金額を記載すること。
- 7 任意グループで事業実施する場合、経費区分欄に実施主体を記載すること。

県外発注理由書

経費区分	内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る県内 事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注でなけれ ばならない理由

様

職氏名

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金 [採択 ・ 不採択] 通知書

年 月 日付で提出のあった鳥取県産業未来共創研究開発補助金に係る補助事業実施計画については、検討の結果、[採択 ・ 不採択] とすることとしますので、鳥取県産業未来共創研究開発補助金交付要綱（令和5年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助メニューの区分

2 検討結果 採択・不採択

（採択の場合）

3 採択額 金 円
（（必要に応じて）内訳 ）

4 その他

※一部のみ採択する場合はその詳細及び理由等を記載すること。
※交付申請書提出期限等を記載すること。

（不採択の場合）

3 不採択とする理由等

4 その他

様

職氏名

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった鳥取県産業未来共創研究開発補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、2（1）～（4）に記載するもののほか、申請書及び別紙に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の事業の名称、事業期間、算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの内容については、別に通知するところによる。

（1）事業の名称

（2）事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

（3）算定基準額 金 円
（必要に応じて）内訳)

（4）交付決定額 金 円
（必要に応じて）内訳)

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県産業未来共創研究開発補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記の2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金 補助事業実施報告書

1 補助事業者の概要

※【任意グループの場合】（任意グループで事業実施する場合は、構成員ごとに別葉で全員分を作成すること。）

(1) 概要

名称	
所在地	
代表者職氏名	
資本金・出資金等	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	

(注) 1 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(2) 連絡先等

担当者職氏名	
担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号	
担当者メールアドレス	

2 実施内容

事業の名称				
補助対象期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日
(1) 補助事業の区分 ※各項目についていずれかをチェック若しくは丸で囲むこと。	型	<input type="checkbox"/> 調査支援型 <input type="checkbox"/> 研究開発支援型 <input type="checkbox"/> 研究開発支援型（未来産業創出枠）		
(2) 実施した内容				
(3) 事業実施の成果	※成果は可能な限り定量的に記載のこと。			
(4) 事業実施後の改善点				
(5) 今後の事業化に向けた計画				

(注) 記載項目は必要に応じて別紙とすること。

(添付書類)

- 1 事業の実施において支出した根拠を示すもの（契約書の写し・領収書等）
- 2 事業の実施状況・成果を示すもの（効果分析資料、成果物、導入機器の写真等）

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金 補助事業収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額 (補助事業に要した経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		支出の部の「補助事業に要した経費」の計と一致すること。

2 支出の部

（単位：円）

経費区分 (別表2「2 補助対象経費」の「区分」を記載)	経費内容 (名称、単価、数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要した経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)			
					本補助金	本補助金以外		
〇〇〇費			()	()				
			()	()				
〇〇〇費			()	()				
			()	()				
			()	()				
〇〇〇費			()	()				
			()	()				
			()	()				
その他の 経費	〇〇〇費		()	()				
	〇〇〇費		()	()				
合計			()	()			()	()

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限り、
- 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)なお各経費区分の明細は、本収支決算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 3 括弧内には交付決定時(変更承認を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記載すること。
- 4 任意グループで事業実施した場合、経費区分欄に実施主体を記載すること。

鳥取県知事

様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付 第 号による変更交付決定）に係る事業について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県産業未来共創研究開発補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知）第11条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

補助金等の名称		鳥取県産業未来共創研究開発補助金	
事業の名称			
補助事業の区分 ※各項目についていずれかをチェック若しくは丸で囲むこと。	型	<input type="checkbox"/> 調査支援型 <input type="checkbox"/> 研究開発支援型 <input type="checkbox"/> 研究開発支援型（未来産業創出枠）	
交付決定通知年月日及び番号	※ 変更交付決定通知も含めること。		
補助対象期間	開始	年 月 日	終了 年 月 日

1 予算の執行状況 (単位：円)

	算定基準額（補助対象経費）	交付決定額
交付決定	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)
前年度までの実績 ①	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)
当該年度の実績 ②	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)
翌年度以降の実施計画 ③	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)

(注) 上表の①、②、③の合計が交付決定欄と一致すること。

2 事業の実施状況

(1) 実施した内容	
(2) 事業実施の成果	※成果は可能な限り定量的に記載のこと。
(3) 事業実施後の改善点及び今後の予定	

(注) 1 記載項目は必要に応じて別紙とすること。

2 任意グループで事業実施した場合は、(1)～(3)については構成員ごとに記載すること。
(添付書類) 事業の実施状況・成果を示すもの(効果分析資料、成果物、導入機器の写真等)

当該年度に係る補助事業収支決算書

※ 当該年度の収入・支出実績の明細を記載してください。

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額 (補助事業に要した経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		支出の部の「補助事業に要した経費」の計と一致すること。

2 支出の部

（単位：円）

経費区分 (別表2「2 補助対象経費」の「区分」を記載)	経費内容 (名称、単価、数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要した経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)			
					本補助金	本補助金以外		
〇 〇 〇 費			()	()	/	/		
			()	()				
〇 〇 〇 費			()	()				
			()	()				
			()	()				
〇 〇 〇 費			()	()				
			()	()				
			()	()				
その他の 経費	〇 〇 〇 費		()	()				
	〇 〇 〇 費		()	()				
計			()	()			()	()

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費、外注加工費及び工事費は、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。) なお各経費区分

の明細は、本収支決算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。

- 3 括弧内には交付決定時（変更承認を受けた場合は変更交付決定後）の金額を記載すること。
- 4 任意グループで事業実施した場合、経費区分欄に実施主体を記載すること。

鳥取県知事

様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付第 号による変更交付決定）に係る鳥取県産業未来共創研究開発補助金について、鳥取県産業未来共創研究開発補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知）第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額	円 （（必要に応じて）内訳 ）
概算払希望額	円 （（必要に応じて）内訳 ）
支払希望時期	年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	金融機関名： 支店名： 口座種別： 普通 ・ 当座 ・ その他（ ） 口座情報：（店番） _____ 一口座番号： _____ 口座名義（フリガナ） ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。 受任者氏名・住所（口座名義人） _____
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

（単位：円）

経費区分	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
	計			

- (注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

第 年 月 日

様

職氏名

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金概算払通知

年 月 日付第 号で交付決定（及び 年 月 日付 第 号で変更交付決定）を行った本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| ((必要に応じて) 内訳 |) |
| 2 概算払額 | 円 |
| ((必要に応じて) 内訳 |) |
| 3 残 額 | 円 |
| ((必要に応じて) 内訳 |) |

鳥取県知事

様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県産業未来共創研究開発補助金の概算払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付第 号による変更交付決定）に係る鳥取県産業未来共創研究開発補助金の概算払について、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号）第 20 条第 1 項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

(単位：円)

補助金等の名称	鳥取県産業未来共創研究開発補助金	
補助事業の区分 ※各項目についていずれかをチェック若しくは丸で囲むこと。	型	<input type="checkbox"/> 調査支援型 <input type="checkbox"/> 研究開発支援型 <input type="checkbox"/> 研究開発支援型（未来産業創出枠）
交付決定通知年月日及び番	号	※変更交付決定通知も含めること。
交付決定額	((必要に応じて) 内訳)	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額		
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由		
添付書類	別紙 経費支出計画書	

経費支出計画書

(単位：円)

経費区分	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
	計			

- (注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1 ページに収まらなくても構わない。)

鳥取県知事

様

所在地
事業者名
代表者職氏名

取得財産処分承認申請書

鳥取県産業未来創造研究開発補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県産業未来創造研究開発補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知）第14条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目名	
取得年月日	
取得価格（円）	
現時点の価格（円）	（ 年 月 日現在）
財産処分の内容	
財産処分に伴う収益の有無及び 収益の額（円）	
財産処分を行う理由等	

(注) 上表の内容を確認できる資料を添付すること。